

調停の概要

1 調停員の選任について

当センターの調停では、双方の話し合いを円滑に進めるため、法律の専門家である弁護士と、土地境界の専門家である土地家屋調査士が「調停員」としてお手伝いいたします。

調停員の選任については、公平性を保つため、両当事者に利害関係がないことを調査した上、選任いたします。

なお、担当調停員に不安を感じた場合は、「忌避の申立」ができます。

2 費用について

調停手続を進行するに当たり、下記の費用がかかります。

調停に関わる費用は申立費用及び事前調査費用（必要に応じて）を除き、原則として当事者双方でご負担いただくこととなりますが、当事者の話し合いにより、負担割合を変えたり、一方の負担とすることもできます。

調停申立費用	20,000円（申立人負担）
事前調査費用（必要に応じて）	30,000円（申立人負担）
初回調停期日費用	無料
調査・測量・鑑定費用（必要に応じて）	別途見積
2回目以降調停期日費用（1回につき）	20,000円（原則 当事者折半）
成立費用	50,000円（原則 当事者折半）

3 手続の進行について

調停手続は原則として下記のように進行していきます。

申立 相手方の応諾 事前調査（必要に応じて） 調停期日

調査・測量・鑑定（必要に応じて） 調停期日 調停期日（調停成立）

調印期日（和解契約書に調印）

調停期日は事案にも寄りますが、3回を想定しております。

様式15 調停の概要

4 守秘義務について

調停は公開が原則の裁判と違い、原則非公開です。

また、当センターに関わるすべての者には規則によって守秘義務が課せられております。よって、当事者が陳述した内容や合意の結果については秘密が守られますので、ご安心してご利用ください。

5 手続の終了について

調停手続は以下の場合に終了します。

- (1) 申立に対し、相手方が応諾しないとき。
- (2) 申立人が調停手続を取り下げたとき。
- (3) 他の解決機関への移行したとき。
- (4) 調停が成立したとき。
- (5) 担当調停員が、調停が成立する見込みがないと判断したとき。

6 調停が成立する見込みがない場合

調停手続を進めた結果、調停員が和解が成立する見込みがないと判断する場合があります。

その際は、両当事者に対して当該手続を終了する旨の通知をし、手続を終了します。

7 和解が成立した場合

和解が成立した場合、調停員が和解契約書を3通作成し、両当事者のほか、当センターで一通保管します。

その後は各当事者が契約条項に沿って義務を履行していただくことになります。